



平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 中 村 謙 一
(コード：8876 東証第一部)
問合せ先 専 務 取 締 役 門 田 康
(TEL 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 導入の目的

当社グループでは、かねてより全従業員が一体となって業績および企業価値の向上に注力してまいりました。今般、当社グループの従業員（以下、「従業員」といいます）に当社株式を給付することで、株主の皆様と経済的な効果を共有し、株価および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

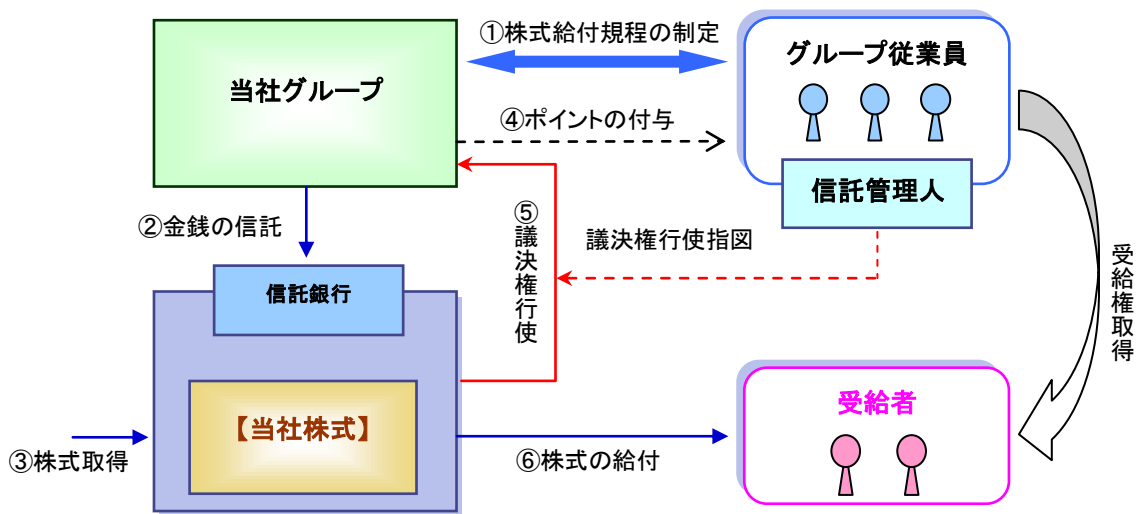
本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、従業員が受給権を取得した場合に、当社株式を給付する仕組みです。

当社グループは、従業員に対し、業績貢献度などに応じてポイントを付与し、受給資格を取得した従業員に対し、付与されたポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ当社グループが信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まる他、優秀な人材の確保にも寄与することを期待しております。

なお、株式給付信託の設定時期、金額等の詳細につきましては、明確になり次第改めてお知らせいたします。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社グループは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社グループは、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社グループは、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得時に信託銀行から、請求した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上